

## 2015（平成 27）年度 法学研究科自己点検・評価報告書

法学研究科は、2014（平成 26）年度において、主に、大学基準協会の認証評価の際に指摘された努力課題及び質問事項に対し、それらの課題を克服するためにどのように取り組んだのか、自己点検評価を行ったが、これらの課題及び質問事項に対して、2015（平成 27）年度においても継続して自己点検評価を行った。

### 【1】「大学院博士後期課程でのコースワークの導入」

「大学院博士後期課程において、法学研究科は、コースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。」との指摘に対し、その指摘を真摯に受け止め、「課程制大学院制度の趣旨」から、「コースワークを適切に組み合わせたカリキュラム」になるよう、2014（平成 26）年度に「大学院教育検討委員会」を新設し、任期 2 年の 5 人の委員でその検討を開始したが、2015（平成 27）年度においても法学研究科委員会の終了後に、同委員会を 5 回開催し、「コースワークのあり方」に対して、他大学の状況調査をした上で意見交換を行い、次期のカリキュラム改定に向けて具体的な改定案の成案の作成に取り組んだ。

### 【2】「教育課程の適切性の検証の責任主体・組織・権限・手続」

「教育課程の適切性の検証に関して、どのように責任主体・組織・権限・手続を明確にしているか、また、その検証プロセスを機能させて、具体的にどのように改善につなげているかお教えください。」との質問に対し、次のような回答をした。すなわち、教育課程の適切性の検証の責任主体は、法学研究科の中に評価分科会という委員会を設けている。同分科会の委員は専任教員 4 名で、2 年の任期で再任を妨げず、原則として前期及び後期に各 1 回開催し、必要に応じて随時開催している。教育課程に関する自己点検を行い、その改善が必要な事項が生じた場合には、同分科会が法学研究科委員会に報告し、その改善方策を提案する。法学研究科委員会の議を経て、改善方策を実施することになっている。2015（平成 27）年度においても、前期 1 回、後期 1 回の割合で、評価分科会を開催した。

### 【3】入学定員充足率及び収容定員充足率の改善について

法学研究科博士前期課程の入学定員は15名、収容定員は30名である。また、博士後期課程の入学定員は3名、収容定員は9名である。

2015（平成27）年度の博士前期課程の入学者は6名であり、入学定員充足率は40.0%、収容定員充足率は、1年次6名、2年次7名で、43.3%である。この数字は平成26年度の入学定員充足率及び収容定員と比較して減少してしまった。

そこで、2015（平成27）年度に入試制度を改革し、2月の入学試験の際に、特別学内選考試験に、一般入学試験を加えた。

また、外国人留学生受入れの増大策について、大学院教育検討委員会において、ホームページの英文化、修士論文の英文による提出を認めることなどについて検討を継続している。

これに対し、博士後期課程の入学者は0人、収容人数も0人であり、入学定員充足率0%、収容定員充足率0%と大変厳しい状況にある。しかしながら、研究者養成の全国的な傾向として、法務研究科の修了、司法試験の合格が要素になりつつある現状に鑑みれば、当面はある程度博士後期課程の進学率が少ないこともやむをえないといえ、また、今後は、司法修習終了後や弁護士登録後等に博士後期課程に入学することを志望する者が出てくることを期待し、大学院の担当教員等によって志望者を確保する努力をしたが、残念ながら今年度も入学志望者はなかった。今後も、博士後期課程の入学志望者が出てくる努力をしていきたい。